## 飯綱町景観計画

~あふれる自然 共に豊かな暮らし創生~



令和4年3月 飯綱町

## はじめに

景観とは、「人をとりまく環境のながめにほかならない」といわれていますが、それは単に視覚的に見たままの眺めではなく、人それぞれの心で感じるものでもあり、同じ景観でも人によりその印象は異なる側面もあります、しかしながら良好な景観は、多くの人々に居心地の良さや安らぎ、あるいは懐かしさなどを与え、ときに感動さえもたらしてくれます。

また景観は、今ある暮らしや産業を反映した姿として捉えることができ、地域の特徴を反映してまちのイメージとも結びつき、まちの良し悪しを測る「物差し」にもなります。田んぼや畑、住宅などの私的な空間であっても、景観という観点で捉えれば、視覚で捉えられる眺めとして周辺に影響を与えることになるため、一定の公共性を有していることになります。

人々の暮らし方や産業のあり方が景観に及ぼす影響は大きく、それにより変化しうるものではありますが、「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉もあるように、景観は時間の流れとともに変容しつつも文化として醸成されていくものです。景観として大事な要素を残し、そうではない要素や新たな要素はそれとどう調和を図っていくべきか、常に考えていくことが重要であり、そうして形づくられていく景観こそが、住民や事業者の地域に対する誇りや愛着形成につながり、この地を訪れたい気持ちにさせ、真の観光にも結びついていくものだと考えます。

飯綱町景観計画は、これらの良好な景観の保全・育成を図るため、みんなで共有したい目標像を定め、これを実現するための基本的な方針や必要なルール等を定めるとともに、住民、事業者、 行政が一体となって、よりよい景観づくりを進めていくための取り組みや体制等を示すものです。 飯綱町に関わる方一人ひとりに、景観の公共性をご理解いただき、良好な景観づくりを進めていきたいと考えています。

## 目 次

第	1章	景観の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 1	飯綱町の成り立ち	1
	1. 2	景観の魅力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1. 3	景観づくりの課題	6
第	2章	景観づくりのための基本設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2. 1	計画対象範囲	7
	2. 2	エリア区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	3章	景観づくりの目標と方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
,	3. 1	基本理念と目標像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3. 2	各エリアの景観づくりの基本方針	8
	3. 3	特に重要な要素や場所の設定・指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
笙	△音	景観づくりの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	4. 1	取り組み主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4. 2	取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4. 3	方針に基づく取り組みの展開像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
•	4. 4	景観づくりの行為制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第	5章	計画の運用と推進体制⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	25
	5. 1	計画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
		運用方法······	
	5. 1	1里 卅 刀 汰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7.31